

「もしかして対象かも…」と思ったら、
お気軽に役場にご相談ください。

国民年金保険料の 納付が困難な方へ

▶対象

令和2年2月以降、新型コロナウイルスの影響で、収入(所得)が相当程度減少した方

▶内容

臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料**免除申請**ができます。
(免除の判定においては世帯主及び配偶者も審査の対象となります。)

▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073



後期高齢者医療保険料 国民健康保険税の減免

▶対象

次の①②のどちらかに当てはまる方

- ①被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(世帯主)の事業、給与収入等の減少額が前年の収入額の10分の3以上に達する見込みの場合
- ②新型コロナウイルスにより、死亡または重篤な傷病を負った世帯

▶内容

前年の合計所得金額と、減少した収入と他の所得の割合に応じ最大で**全額減免**できます。

(死亡、重篤な感染症を負った場合については**全額**)

▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073

コロナの影響でお困りの方へ

コロナの影響で 失業や収入減の方を採用

▶対象

町内在住の方で、コロナにより次のいずれかの影響を受けた方

- ①内定取消
- ②雇用取消
- ③収入減少

▶内容

採用期間は令和3年3月31日まで。勤務時間や勤務日数は要相談ください。

▶問合せ先

総務課 ☎44-2001



傷病手当金

(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

▶対象

新型コロナウイルスに感染、または疑いがあるため、労務不能となった保険加入者

▶内容

対象保険加入者に対し休養を要する期間について**給与の3分の2**を傷病手当金として支給

▶問合せ先

住民保険課 ☎44-3073

※申請の際は事前に各問合せ先へご連絡ください

<発行>

三宅町新型コロナウイルス感染症対策本部
(三宅町役場総務課内)

☎0745-44-2001

mail: soumu@town.miyake.lg.jp



三宅町ホームページ
各種支援一覧

第3弾 新型コロナウイルス感染症関連支援

—三宅町の独自施策として、新たな支援をおこないます—

10月発送

マスク・消毒用品の配布

- ▶対象 全世帯と町外在住の学生(三宅町出身者)
- ▶内容 新型コロナウイルス流行の第2波、第3波や災害時の備えとして配布。

【問合せ先】 総務課 ☎44-2001

10月申請開始

新生児特別定額給付金

- ▶対象 令和2年4月28日～令和3年3月31日生まれの子ども
- ▶内容 国の「特別定額給付金」の支給対象とならなかった新生児を子育てする家庭への生活支援。
●新生児1人に対して10万円の給付

【問合せ先】 健康子ども課 ☎43-3580

10月発送

1万円分の地域振興券を交付

- ▶対象 全住民
- ▶内容 地域経済活性化のため、住民1人当たり1万円分の地域振興券等を交付する。
●みやけお買い物券7千円
●みやけチョイス3千円(町内店カタログギフト)

【問合せ先】 産業管理課 ☎44-3076



学びの支援

—三宅小学校への支援—

スクール・サポート・スタッフの配置

教室内の換気や消毒など、コロナ対策で増加する教職員の仕事をサポートするスクール・サポート・スタッフを配置。

学習支援員の配置

特別に配慮が必要な児童生徒に対し、授業の進度や内容の充実度などに応じて、きめ細かく個別にフォローする学習支援員を配置。

感染症対策用品の購入

新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品等(マスク、消毒液、体温計等)を購入する費用を支援。

学習保障のために必要な整備を支援

子どもたちの学びを保障をするため、再開した小学校で教育活動の継続に必要なもの(消毒作業用品、換気対策備品等)を整備する費用を支援。

【問合せ先】 教育総務課 ☎44-3079